

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成31年1月23日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・社会福祉事業が実施されていない状態であることから、今後の予定及び検討結果を今回の監査結果に対する改善報告後も随時報告すること。
- ・会計面において、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。
- ・経理規程等の諸規程について、法改正に対応していないもの、定款及び規程間で齟齬があるものが散見されたので、見直しを行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、出席した理事、監事の氏名及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。また、議長及び議事録署名人が署名すべきところ記名押印していた。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載するとともに、定款第15条第2項に基づき、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人が署名すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15、定款第15条第2項)</p>	<p>平成31年3月開催の評議員会の議事録から、「出席した理事、監事の氏名及び議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を記載した。また、議長及び議事録署名人については署名を行った。今後も適切に処理する。</p>
2	<p>会長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、報告が行われていなかった。</p> <p>については、定款第19条第3項の規定に基づき、会長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告すること。</p> <p>なお、この報告については、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条に規定する理事会への報告の省略は適用されないため、必ず実際に開催して報告すること。</p>	<p>平成31年3月開催の理事会において、会長の職務の執行状況を報告した。今後も適切に処理する。</p>

	(法第 45 条の 16 第 3 項、定款第 19 条第 3 項)	
3	<p>社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を行うことを目的として設立された税法上の優遇措置の対象となる特別の法人であり、社会的信頼性の確保や事業経営の透明性の確保が求められている。特に、社会福祉事業が法人の行う事業のうち主たる地位を占めることが必要であると規定されているにも関わらず、貴法人においては、社会福祉事業が実施されていない状態である。</p> <p>ついては、貴法人の平成 31 年（2019 年）度事業計画に定める中間報告（法人のあり方に係る方向性。以下「中間報告」という。）を平成 31 年度中に提出すること。また、中間報告の内容については、以下を明記すること。</p> <p>① 今後の社会福祉事業の実施及び当該事業が主たる地位を占める予定（以下「事業実施等予定」という。）の有無</p> <p>② 事業実施等予定がある場合、その具体的な事業計画（事業内容、事業規模、実施時期等を含む）</p> <p>③ 事業実施等予定がない場合、今後の法人運営の方向性（解散の検討等）</p> <p>なお、本件については、以前から同様の指摘をしており、早急に改善を進めること。</p> <p>(法第 22 条、審査基準第 1 の 1 (1))</p>	<p>今年夏ごろ、活性化検討委員会において、「当協会の組織のあり方(中間報告)」のたたき台を提示し、検討することとしている。その後、理事会を経て、市町協会の意見を聴取し、これらを踏まえて活性化検討委員会で修正し、さらに、理事会、評議員会に諮り、中間報告を令和元年度末にまとめることとしている。</p> <p>また、中間報告の内容には、指摘の内容を盛り込むこととしている。</p> <p>なお、今回の改善報告後も、今後の予定及び検討結果を随時報告することとする。</p>
4	<p>社会福祉事業の事業所拠点区分と収益事業の事業所拠点区分の拠点区分事業活動計算書について、前年度欄の次期繰越活動増減差額と当年度欄の前期繰越活動増減差額が一致していなかった。</p> <p>ついては、事業活動計算書は、当会計年度における全ての純資産の増減の内容を明瞭に表示すること。</p> <p>(会計省令第 19 条)</p>	<p>平成 30 年度の決算書から、社会福祉事業の事業所拠点区分と収益事業の事業所拠点区分の拠点区分事業活動計算書について、前年度欄の次期繰越活動増減差額と当年度欄の前期繰越活動増減差額を一致させ、当会計年度における全ての純資産の増減の内容を明確に表示させた。今後も適切に処理する。</p>
5	<p>事業活動計算書について、特別増減による費用のその他の特別損失に退職給付費用を計上していた。</p> <p>ついては、退職給付費用はサービス活動増減による費用の人件費の退職給付費用に計上すること。</p> <p>また、事業活動計算書について、サー</p>	<p>平成 30 年度の決算書から、退職給付費用はサービス活動増減による費用の人件費の退職給付費用に計上した。また、事業活動計算書の科目名についても改善を図ったところである。今後も適切に処理する。</p>

	<p>ビス活動増減による収益のその他の収益に雑収入を計上していた。</p> <p>については、雑収入は資金収支計算書の科目名であるので、事業活動計算書においては雑収益の科目名を使用し、サービス活動外増減による収益に計上すること。</p> <p>(会計省令第22条第2項、第24条、別表第2事業活動計算書勘定科目、留意事項 別添3勘定科目説明)</p>	
6	<p>拠点区分貸借対照表(第3号第4様式)が作成されていなかった。</p> <p>については、拠点区分貸借対照表を作成すること。</p> <p>(会計省令第7条)</p>	<p>平成30年度の決算書から、拠点区分貸借対照表を作成した。今後も適切に処理する。</p>
7	<p>総勘定元帳のうち資金収支計算書に関する科目のものが作成されていなかった。</p> <p>については、総勘定元帳は全ての拠点区分及び勘定科目につき漏れなく作成すること。</p> <p>(会計省令第3条第2項)</p>	<p>当協会の現在の会計システムでは、資金収支計算書に関する科目の総勘定元帳が出力できない状況である。今回の指摘事項3と同じように、社会福祉事業の実施の有無の検討に合わせ、システムを導入するかどうか今後の対応を検討していく。</p>